家畜保健衛生だより

令和８年度　第９号

アメリカ腐蛆病予防薬の使用にあたっての留意事項について

タイラン水溶散を粉糖に添加して投与した場合に加え、代用花粉に添加して投与した場合にも、「捨て蜜」が不要になりました。使用にあたっては次の留意事項をよく読んで適切な治療をお願いします。

１ タイラン水溶散（以下「本剤」という。）の使用基準、用法・用量及び使用上の注意を守って使用すること。

２ 本剤の投与方法については、以下に従うこと。

（１）粉糖に添加して投与する場合：

成虫１万匹当たり、タイロシンとして 50 ㎎（力価）を、粉糖５ｇに均一に添加し、育児箱の上部から散布して週１回、３週間投与すること。育児箱当たり、タイロシンとして 200㎎（力価）を上限とし、成虫の数に比例させて投与量を調整すること。継箱の設置時に育児箱に本剤を添加した粉糖が残っている場合には、へら等で取り除いた上で継箱を設置すること。

（２）代用花粉に添加して投与する場合：

みつばちの育児箱当たり、タイロシンとして 200 ㎎（力価）を、代用花粉 250 ｇに均一になるように添加し、適正容量のトレーに入れて固化したものを育児箱内の巣枠の上に本剤添加代用花粉の面が下側となるように設置し、週１回、３週間投与すること。いずれの投与後も１週間後に代用花粉を回収し、次の投与が必要な場合、本剤を添加した代用花粉をあらたに設置すること。回収した代用花粉は、再使用せず、焼却する等により適切に処理すること。

３　本剤を投与する育児箱には、本剤の３回目の投与後１週間を経過するまでの間は採蜜用の継箱を設置しないこと。

やむを得ず３回目の投与後１週間を経過する前に継箱を設置した場合には、３回目の投与後１週間を経過した後に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜等は、食用に供する目的で出荷しないこと。

４　本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留基準値を超えて残留しているおそれがあるため、食用に供する目的で出荷しないこと。

５　継箱を設置する際は新たな巣板を使用し、育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。

※「養蜂家の皆様へ　タイラン水溶散が使いやすくなります」を併せてご覧ください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所　　〒243－0417　海老名市本郷３６５８

電話：(046)238-9111　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：(046)238-9124

東部出張所　〒226－0015　横浜市緑区三保町２０７６

電話：(045)934-2378　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：(045)934-543

県央家保HP